

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		豊島区医療的ケア児等支援協議会
事務局（担当課）		福祉部 障害福祉課
開催日時		令和8年7月7日（火）13時30分～15時
開催場所		豊島区役所5階 509～510 会議室
議 題		1. 開会 2. 議事 (1) 講話「医療的ケア児と家族のこころを支える」 ～身体障害・医療的ケアとともに生きる子どもと家族への支援～ (2) 東京都医療的ケア児支援センターからの情報提供 (3) 豊島区の医療的ケア児の状況等について (4) 令和8年度の障害福祉施策について (5) 前回の医療的ケア児等支援協議会（令和8年1月29日）に係る ご意見への回答 3. 意見交換・情報共有 4. 閉会
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 3 人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委 員	東洋大学総合情報学部教授、公益社団法人豊島区医師会理事、公益社団法人豊島区医師会公衆衛生学校医委員、一般社団法人豊島区看護師会代表理事、株式会社オリーブ・コミュニティ統括部長、相談支援事業所・アニマートとしま管理者兼相談支援専門員（医療的ケア児等コーディネーター）、豊島区立長崎小学校長、東京都立北特別支援学校特別支援教育コーディネーター、医療的ケア児の保護者、豊島区福祉部長、豊島区福祉部障害福祉課長、豊島区福祉部障害支援担当課長、豊島区健康部健康推進課長、豊島区健康部長崎健康相談所長、豊島区子ども家庭部子育て支援課長、豊島区子ども家庭部子ども家庭支援センター所長、豊島区子ども家庭部保育課長（代理）、豊島区教育委員会事務局教育部学務課長、豊島区教育委員会事務局教育部放課後対策課長、豊島区教育委員会事務局教育部指導課長、豊島区教育委員会事務局教育部教育センター所長
	事 務 局	福祉部 障害福祉課 児童・障害児支援グループ

審 議 経 過

1. 開会

[事務局]

令和8年度第一回豊島区医療的ケア児等支援協議会を開催する。

2. 議事

(1) 講話「医療的ケア児と家族のこころを支える」

～身体障害・医療的ケアとともに生きる子どもと家族への支援～

[会長]（資料1について説明）

要旨： 医療的ケア児支援は医療で命を支えるだけでなく、日々の生活を支えることが重要である。子どもを支えるためには家族全体を支えることが欠かせず、支援者は保護者の抱える24時間のケアと24時間の心配を理解して関わる必要がある。家族支援においては、問題や課題を探すばかりでなく、積み重ねてきた努力や工夫、強みに目を向けて家族をエンパワーメントすることが大切である。多職種連携をする際は、単に情報を共有するだけでなく、子どもと家族の未来に向けて共通の目標を持って取り組めるとよい。支援者は病気や障害ばかりに注目するのではなく、支援の中心にいるのは1人の子どもとその家族であることを忘れてはならない。子どもと家族が自分らしい生活を送れるように寄り添い、家族との対話を大切にしながら支えていくことが重要である。

（２）東京都医療的ケア児支援センターからの情報提供

[東京都医療的ケア児支援センター]（資料２について説明）

要旨：令和８年４～５月の相談実績：個別支援 30 件、地域支援 18 件 計 48 件

令和７年度の相談実績：個別支援 144 件 地域支援 123 件 計 267 件

個別支援での相談内容は障害福祉サービス、学校や保育所・幼稚園、レスパイトが上位。

具体的な相談事例として、『『はいはい』ができる1歳半の医療的ケア児の短期入所先を探している』や、『宿泊を伴う校外学習に参加させたいが、夜間は保護者の付き添いを求められており、上の子が2人いることや就労中のため付き添いができない』というものがあつた。動ける医療的ケア児の短期入所先の不足や、学校の宿泊学習での保護者付き添いについては毎年同様の相談を受けている。

地域支援での相談者は自治体が最も多い。相談内容は地域の支援体制や保育所・幼稚園に関するものが上位。

具体的な相談事例は「他区の医療的ケア児に関する災害対策を教えてほしい」や、「保育園で酸素管理・人工呼吸器管理が必要な医療的ケア児を受け入れるための指針等について知りたい」などがあつた。

その他、東京都医療的ケア児支援センターでは、各区の協議会等への参加や、区部コーディネーターの全体会・ブロック会の開催など、支援者同士のネットワークづくりにも取り組んでいる。

令和８年度の都における主な取組

拡充事業（障害福祉）：「障害児の放課後等支援事業」

「医療的ケア児ペアレントメンター事業」

新規事業（障害福祉）：「医療的ケア児者実態調査」単年度事業

拡充事業（保育）：「医療的ケア児保育支援事業」

新規事業（保育）：「インクルーシブ保育の推進に向けた情報・教育的コンテンツの整備事業」大学と協定を締結し、３か年での実施。

拡充事業（教育）：「学校看護師の安定的な確保」

「医療的ケア児専用通学車両」

豊島区の施策では、「医療的ケア児等介護等支援助成事業」、「重症心身障害児者在宅レスパイト・就労等支援事業の拡充」が他区にない豊島区らしい取組みだと感じている。

[豊島区福祉部障害支援担当課長]

医療的ケア児に関する施策について、豊島区ならではの課題や、東京全体において今後の課題と感じていることがあれば教えてほしい。

[東京都医療的ケア児支援センター]

23 区全体で、行政から看護師の確保について相談を受けることが多い。豊島区では、学校等における看護師配置を直営で実施している。直営には安定的な人間関係の構築や、指揮命令系統の明瞭さなどの利点がある一方で、急な休みや退職時における体制整備が難しいという課題がある。最近では委託や派遣といった方法を選ぶ区も出てきた。各区の実情

に応じて方法を選んでいるようである。

[豊島区福祉部障害支援担当課長]

看護師の確保について我々も課題として認識している。保育・教育分野だけでなく、在宅レスパイト事業の利用促進についても看護師の確保が必要になるため、現在取り組んでいるところである。

(3) 豊島区の医療的ケア児の状況等について

[事務局] (資料3について説明)

要旨：令和8年4月1日現在の豊島区医療的ケア児の状況は、未就学児16名・小学生11名・中学生5名・高校生5名の計37名で、前年度比としては全体で4名増加である。医療的ケアの内容としては、経管栄養、吸引、酸素療法、人工呼吸器の順に人数が多い。令和4年度より調査を開始し、豊島区内における医療的ケア児の人数は毎年35～40名程度で推移している。

[事務局] (資料4について説明)

要旨：令和7年度の医療的ケア児相談窓口における相談件数は738件であった。そのうち関係機関との連絡が438件で、全体の約6割を占めている。主に障害児相談支援員や保健所、保育課、学務課との連携を行っている。次いで多いのが保護者からの電話連絡で、209件だった。保護者からは主に障害福祉サービスに関する相談が寄せられた。その他に面接、訪問、個別支援会議への参加などの対応を行った。

(4) 令和8年度の障害福祉施策について

[豊島区福祉部障害支援担当課長] (別紙について説明)

要旨：このリーフレットは例年作成しているものではないが、障害福祉の分野は制度が複雑で多岐にわたっていることと、令和8年度に様々な施策を拡充したことから、今回作成した。

この中で医療的ケア児にかかる施策を抜粋して説明する。

1つ目の医療的ケア児等介護等助成支援助成事業は、医療的ケア児及び重症心身障害児のご家族に向けた支援策として、介護等に要する経費について最大5万円を助成するといった区独自の新規事業となっている。

昨年度の協議会では介護負担軽減のため、電動車椅子の介助者用アシスト機器の支給について保護者から要望が挙がっていた。このような製品については、法律上の補装具として支給することが難しいといった課題がある。そのような法律上で支給が難しいものも含め、介護等にかかる経費全般を対象として助成できる独自の支援策として、本事業を立ち上げた。リーフレットに例示している物品のほか、介護等に資する経費であれば幅広く対象としている。

次に、在宅レスパイト就労等支援事業の拡充について。1つ目の拡充ポイントである年間利用上限時間の拡充については、令和7年10月から実施している。今回はこれに加え、利用場所について、自宅・学校等に留まらず、場所を限定することなく看護師の派遣が可能な制度へと拡充した。

以前より、保護者から医療的ケア児も含めて、兄弟の運動会に一緒に行きたいといった

自宅以外での看護についてのご要望をいただいていた。このような意見を受け、リーフレットに学校行事、図書館や博物館と例示しているとおり、外出先でのケアが可能な制度へと拡充した。

場所を限定しないケアは288時間のうち48時間を上限としており、利用にあたっては、訪問看護事業者との具体的な調整が必要となるため、全ての外出に対応できることを約束できるものではないが、医療的ケア児やご家族の外出、社会参加の促進にご活用いただきたいと考えている。

3つ目は、日常生活用具給付事業の拡充について。蓄電池自家発電装置を今年度新たに給付種目として追加した。

昨年度、医療的ケア児世帯を対象に実施したアンケート調査において、災害による避難時に心配なことを問う質問に対して、「医療機器のバッテリー」という声が多く上がった。また、停電時などは、医療的ケアが行えず命に関わる場合があるといった声も寄せられた。こうした意見や、常時人工呼吸器使用者を除く医療的ケア児者に対しては蓄電池等を補助する制度がなかったことを踏まえ、今回、常時人工呼吸器を使用している方に限らない形で日常生活用具の給付種目に加えるという拡充を行った。

4つ目は、移動支援事業ガイドヘルパーの拡充について。

未就学児については、通常保護者同伴での移動となることから、移動支援の対象となっていない。一方で、医療的ケア児の場合は、医療機器と一緒に移動する必要があることから、保護者が同伴していても移動に困難を伴うケースがあると想定される。こういった状況を踏まえ、未就学児のうち、保護者同伴であっても移動が困難な医療的ケア児を新たに移動支援事業の対象に加えた。

これらの施策は、協議会でのご意見や、アンケート調査の一つ一つのご意見を踏まえて、検討を重ねて形にしたものである。

今後も皆様の声を聞きながら、医療的ケア児の支援、保護者や家族を含めた負担軽減につながるよう、取り組んでいきたい。

（５）前回の医療的ケア児等支援協議会（令和８年１月２９日）に係るご意見への回答

〔豊島区福祉部障害福祉課長〕（資料５について説明）

項番１の意見として災害時の電力確保に関する不安が大きいため、蓄電池のマップ等を公表すれば不安の軽減につながるのではないかという意見をいただいた。

電源の確保について、昨年の末、今年の２月から３月頃にかけての区の取り組みをご紹介したい。福祉救援支援センターとして指定されている区内施設に非常電源用のバッテリーを配備した。バッテリーに対応する充電用のソーラーパネルの配備も実施した。災害発生時にはこうした施設での電源の活用が可能である。

マップの作成にあたっては、情報の公表について区と災害時の協定の締結をしている事業所との調整を進めている。既におおむねマップの作成ができているため、本協議会后速やかに公表したいと考えている。

〔豊島区福祉部障害支援担当課長〕（資料５について説明）

項番１の救援センターの発電機・蓄電池の利用について、防災課から回答を得た。

救援センターに配置している発電機・蓄電池は、原則として救援センターの運営に使用するものだが、容量燃料次第では避難者も充電に使用できる場合がある。避難所の運営に電力が必要であるため、医療的ケアに利用できない場合があり得るが、状況次第で充電することが可能。

項番２として、「蓄電池の導入費用が高く購入できない」との意見をいただいた。意見を踏まえ、災害時の電源確保を支援するため、蓄電池・自家発電装置を日常生活用具に新たに追加した。

項番3の在宅レスパイト事業の活用については、「利用の希望はあるが、訪問看護事業所の空きがなく諦めがち」という意見をいただいた。先ほど話題に挙げた看護師の確保という話にも関連している。訪問看護事業所の受入体制により希望の日時で利用できない場合があることは、区としても課題と認識している。

現在、訪問看護事業者へのヒアリング、在宅レスパイト事業の利用者・事業者を対象としたアンケート調査を実施している。利用状況やニーズの重なりやすい時間帯など、詳細な実態の把握に努めている。

今後アンケート結果の精査を踏まえ、希望の日時で利用しやすい制度になるよう、施策の検討を引き続き行っていきたい。

項番4の未就学児の医療的ケア児の送迎に関して、移動支援の対象を広げる考えはあるかという質問については、保護者同伴であっても移動が困難な方について、移動支援を利用できるよう令和8年度から事業を拡充した。

3. 意見交換

〔委員〕

要旨： 来年度入学予定の医療的ケア児について地域校への進学希望者が多い。前回協議会の際に学童での歩ける医療的ケア児の受け入れについて提案したため、回答してほしい。

〔事務局〕

担当の放課後対策課長が公務で途中退席したため、後日委員へ回答する。

〔委員〕

要旨： 在宅レスパイト事業の看護師不足に関して、今月の訪問看護ステーション連絡会でも担当の部署から周知していただくことになっている。

具体的に、どれくらいの時間数や人数の利用希望があるのかという実態や、普段使っているステーションに依頼したいといった保護者のニーズによる課題、その解決策まで、具体的に話せるといいと思う。拡充はしたもの、看護師がいないというのが一番悲しいため、その辺りの対応ができるよう調整していけたらいいと考えている。

〔豊島区福祉部障害支援担当課長〕

事業者の方と相談をさせていただく中で、在宅レスパイト事業のみでの介入は難しく、信頼関係が構築されてからでないと看護の提供が困難であると伺った。そのため、利用者と事業所が、信頼関係を円滑に築き、つつがなく利用するにはどうすればよいか、今後ともご相談させていただきたい。

〔委員〕

豊島区では様々なきめ細やかで先進的な取り組みを実施しているが、医療的ケア児の保護者の立場から見ると、それらの情報が必要なタイミングで分かりやすく届いていない場合があると考えている。

例えば保護者は、医療や福祉のこと、きょうだい児のこと、移動のこと、災害時のことなど、日々考えなければいけないことがたくさんある。その中で、必要な情報を保護者が自ら探しに行ってはじめて見つけることが多い。このようなプル型の情報提供だけに留まることなく、情報にたどり着ける家庭とたどり着けない家庭の差をいかに縮めていけるかという点について考える必要がある。

本来は、情報を知った上で支援を利用するかどうかを各家庭が判断できる状態にするこ

とが望ましい。よくありがちな「知らなかった」や、「知った時には期限が切れていた」、「自分が対象に含まれていると分からなかった」という事態が起きにくい仕組みを考えていくことが、支援の実効性を高める上で大切だと思う。自分自身が今までITやテクノロジー、ペイメントという分野の民間企業で働いてきた経験から見ると、行政サービスにおいても、各家庭の状況や子供のライフステージに合わせ、相談先や申請期限に関する情報、就学・進学タイミングで必要な情報などが対象の家庭に届きやすくなるような仕組みを検討する余地がまだあると感じている。もちろん、障害などに関する情報は非常に慎重に取り扱うべきで、本人の同意や、個人情報保護法の遵守、利用目的の明確化、家庭間のデジタル格差などに配慮する必要がある。そういった配慮を大前提としながら、デジタル技術やAIなどを、事務の効率化だけでなく、支援の取りこぼしの防止に役立てられるのではないかと考えている。例えばAIを用いて、どの家庭がどのような情報を必要としているかという整理を行うなど、各家庭の負担を軽くするための活用の可能性があるのではないかと考えている。

新任委員のため、まずは皆様の取り組みやお話を伺いながら学んでいく中で、こういった視点から培ってきたものを、必要に応じてこの協議会で還元したいと思っている。個別の要望をベースに発言するのではなく、先進的な豊島区の支援をより必要としている家庭に確実に届けるにはどうしたらよいかという視点で貢献していきたい。

4. 閉会

〔事務局〕 次回の協議会は令和9年1月を予定している。

〔会長〕 以上をもって令和8年度第一回豊島区医療的ケア児等支援協議会を閉会する。

提出された資料等	名簿	豊島区医療的ケア児等支援協議会委員名簿
	資料1	医療的ケア児と家族のこころを支える
	資料2	東京都医療的ケア児支援センター資料
	資料3	豊島区の医療的ケア児の状況について
	資料4	令和7年度豊島区医療的ケア児相談窓口の相談実績
	資料5	前回の医療的ケア児等支援協議会（令和8年1月29日）に係るご意見への回答
	別紙	令和8年度の障害福祉施策
	参考資料1	豊島区医療的ケア児等支援協議会設置要綱